2　第二十条第一号に掲げる施設等に係る法第六十二条の七第二項の政令で定める技術的基準については、前項に定めるもののほか、都市公園の外周に接する場所その他のできる限り公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさない場所に配置するものとすることとする。

第二十一条中「第十六条第一号」を「第十七条第一号」に改め、同条を第二十四条とし、第二十条を第二十三条とし、第十九条を第二十二条とし、第十八条を第二十一条とし、第十七条を第十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

（一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が滞在快適性等向上区域内の都市公園において設置する施設等）

第十九条　法第四十六条第十四項第一号の政令で定める施設等は、地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔であって、国土交通省令で定める要件に適合するものとする。

（一体型事業実施主体等が滞在快適性等向上公園施設の周辺に設置する施設等）

第二十条　法第四十六条第十四項第二号ロ⑵の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一　自転車駐車場

二　地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔

第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とする。

第十三条中「第二十三条第一号ニ」を「第二十七条第一号ニ」に改め、同条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第八条の次に次の一条を加える。

（都市再生事業支援業務に係る設備の範囲）

第九条　法第二十九条第一項第一号の政令で定める設備は、建築物の利用の状況その他の建築物の利用者等に有用な情報を把握し、伝達し、又は処理するために必要な撮影機器、通信機器、電子計算機その他国土交通大臣が定める設備であって、先端的な技術を活用することにより建築物の利用者等の利便の増進に特に寄与するものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものとする。

附則第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「第二十三条」を「第二十七条」に改める。

（都市計画法施行令の一部改正）

第二条　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の二第二項第三号ロ中「地方公共団体」の下に「その他の者」を加える。

第三十八条の四に次の一号を加える。

四　地区計画において法第十二条の五第七項第四号に掲げる物件の堆積の制限に関するものに限る。）が定められている土地の区域　当該物件の堆積

第三十八条の五第二号イ中「建設」の下に「（地区計画において法第十二条の五第七項第四号に掲げる事項が定められている土地の区域にあつては、前号イに掲げる工作物の建設）」を加え、同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　現に農業を営む者が農業を営むために行う第三十六条の三各号に掲げる物件の堆積

第三十八条の七第四号を同条第五号とし、同条第三号中「、同項」を「同項」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　法第五十八条の三第一項の規定に基づく条例の規定により同項の許可を要する法第五十二条第一項本文に規定する行為

第三十八条の八（見出しを含む。）中「第五十八条の六第一項」を「第五十八条の七第一項」に改める。

第三十八条の九（見出しを含む。）中「第五十八条の六第一項第三号」を「第五十八条の七第一項第三号」に改める。

第三十八条の十中「第五十八条の九第一項」を「第五十八条の十第一項」に改める。

第四十二条第三項中「市長」を「市町村長」に改める。

第四十六条第一号中「居住調整地域」の下に「、居住環境向上用途誘導地区」を加える。

（建築基準法施行令の一部改正）

第三条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号ロ中「第五十八条」の下に「、法第六十条の二の二第三項」を加える。

第百三十七条及び第百三十七条の十二第二項中「第六十条の二第一項若しくは第二項」の下に「、法第六十条の二の二第一項から第三項まで」を加える。

（都市公園法施行令の一部改正）

第四条　都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第六条第七項中「第五条の九第一項」の下に「又は都市再生特別措置法第六十二条の七第一項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　地方公共団体の設置に係る都市公園についての公園施設設置管理協定（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十二条の三第一項に規定する公園施設設置管理協定をいう。第十条の二及び第十四条第一号ニにおいて同じ。）に基づき滞在快適性等向上公園施設（同法第四十六条第十四項第二号ロに規定する滞在快適性等向上公園施設をいう。以下この項及び第十条の二第十二号において同じ。）である建築物（第一項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に関する同法第六十二条の七第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、当該滞在快適性等向上公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第十条の二第五号中「により」を「により、」に改め、同条に次の三号を加える。

十一　都市再生特別措置法第四十六条第十七項（同項第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により、都市再生整備計画（同条第一項に規定する都市再生整備計画をいう。第十四条第一号において同じ。）に記載しようとする事項又はその案について市町村から協議を受け、及び同意をすること。

十二　都市再生特別措置法第六十二条の三（同条第四項及び第五項にあつては、同法第六十二条の四において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、同法第六十二条の三第四項各号に掲げる事項（同法第六十二条の四において読み替えて準用する場合にあつては、同項第一号及び第二号に該当すること並びに公園施設設置管理協定の変更をすることについて都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること）を確認し、公園施設設置管理協定を締結し、並びにその締結の日、滞在快適性等向上公園施設の場所及び公園施設設置管理協定の有効期間を公示すること。

十三　都市再生特別措置法第六十二条の六の規定により、同法第六十二条の五第一項に規定する協定一体型事業実施主体等が有していた公園施設設置管理協定に基づく地位の承継の承認をすること。

第十四条第一号ロ中「第十七条第一号」を「第十八条第一号」に改め、「都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する」を削り、「同条第十二項」を「都市再生特別措置法第四十六条第十二項」に改め、同号に次のように加える。

ハ　都市再生特別措置法施行令第十九条に規定するもの（都市再生整備計画に記載された都市再生特別措置法第四十六条第十四項第一号に定める事項に係るものに限る。）

ニ　都市再生特別措置法施行令第二十条各号に掲げるもの（公園施設設置管理協定において定められた都市再生特別措置法第六十二条の三第二項第九号に掲げる事項に係るものに限る。）